

公益社団法人日本炊飯協会 常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本炊飯協会定款(以下定款という)第29条の規程に基づき、常勤の役員(以下「役員」という)に支給する報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象)

第2条 定款29条の規程に基づき、常勤役員に支給する。

(支給総額の範囲)

第3条 常勤役員の報酬は、年間6百万円を超えない範囲内とする。

(支給金額)

第4条 年間4百万円とする。

(支給方法)

第5条 月額払いとし、4月に37万円、5月～翌3月(11カ月)に各月33万円支給する。
通勤手当は、報酬とは別に毎月支給する。

当規程は、令和4年4月1日より運用するものとする。

公益社団法人日本炊飯協会 常勤役員退職金規定

第1条 公益社団法人日本炊飯協会の常勤の役員(以下「役員」という)の退職手当の支給に関する事項は、この規定の定めるところによる。

第2条 (退職手当の支給)

退職手当は、役員が退任した場合に、その者に支給する。ただし、役員が定款の規定により解任された場合には当該役員には退職手当を支給しない。

退職手当の額は、在任期間1カ年につき常勤役員報酬規程第4条で定めた年間支給額の1/16を乗じて得た額とする。

2. 前項の規定による退職手当の額は、その者の職務実績等に応じて予算の範囲内において会長がこれを増額又は減額することができる。

第3条 (在任年数の計算)

この規定における在任年数の計算は、就任日より退任日(死亡退任の場合は死亡日)迄とする。満1カ年に満たない端数月及び1カ月に満たない場合の在任年数の算出方法は、職員の規定に準じて行う。

第4条 (支給日及び受給順位)

退職金は、本人の死亡した場合は民法の定めるところに従い遺族に支給する。

退職金は、退職日より1カ月以内に支給する。

第5条 令和4年4月1日からの改定において、その時点までに積み立てた引当金を確定させ、その後発生する引当金を加算し、退職金を計算するものとする。

附 則

この規定は、令和4年4月1日から適用する。